

長崎県建設工事総合評価落札方式に伴う評価点の公表実施要領（試行）

平成 19 年 7 月 24 日 19 建企第 225 号

最終改正 平成 25 年 6 月 28 日 25 建企第 220 号

（目的）

第 1 条 この要領は、公共工事の入札契約手続きの透明性の向上を図るため、建設工事の総合評価落札方式に関する技術資料の評価結果（以下「評価結果」という。）を公表する事務処理を定めるものである。

（定義）

第 2 条 「公表」とは、閲覧に供すること及び通知することをいう。

（公表対象）

第 3 条 建設工事で総合評価落札方式を適用した一般競争入札を対象とする。

（公表内容）

第 4 条 様式 1 － 1（総合評価落札方式評価表【特別簡易型】）、様式 1 － 2（総合評価落札方式評価表【簡易型】）、様式 1 － 3（総合評価落札方式評価表【標準型】）、様式 1 － 4（総合評価落札方式評価表【若手技術者育成型】）（以下「様式 1」という。）及び様式 2（総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について）（以下「様式 2」という。）に掲げる内容とする。

（公表方法）

第 5 条 契約担任者は、入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）の評価結果を様式 1 に整理し、入札担当部局において閲覧に供するものとする。また、各入札参加者に様式 2 により、その者の評価結果を通知するものとする。

ただし、入札が無効の者の評価結果は公表しないものとする。

（公表時期）

第 6 条 契約担任者は、落札決定後遅滞なく公表するものとする。

（公表期間）

第 7 条 契約担任者は、第 5 条に基づく閲覧は、契約を締結した日の翌日から起算して 1 年間が経過する日まで供するものとする。

（説明請求）

第 8 条 契約担任者は、公表内容に関する説明請求は原則として受け付けないものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月24日から施行する。

この要領は、平成20年5月12日以降に入札公告する総合評価落札方式適用工事から施行する。

この要領は、平成20年9月24日以降に開札する総合評価落札方式適用工事から施行する。

この要領は、平成21年4月1日以降に入札公告する工事から施行する。

この要領は、平成21年7月21日以降に入札公告する工事から施行する。

この要領は、平成22年4月1日以降に開札する工事から施行する。

この要領は、平成25年7月1日以降に入札公告する工事から施行する。

工事番号：
工事名：
入札日：

総合評価落札方式評価表 【特別簡易型】

番 号	商号または名称	配置予定技術者の能力				企業の施工能力										加算点	備 考
		○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点	○点		
																10点	

※入札が無効の者の評価点は公表しない

様式2

第 号

平成 年 月 日

様

契約担任者

総合評価落札方式に係る技術資料の評価点について

下記に係る貴社の技術資料の評価点について、別紙のとおり通知します。

記

入札年月日 平成 年 月 日

工事番号 第 号

工事名 ○○○○工事（○○工区）

技術提案評価点内訳資料

工事番号

工 事 名

商号又は名称

提 案 内 容	配 点
○○ ○○○○○○○○○○○ 。	1
○○ ○○○○○○○○○○○ 。	0
○○ ○○○○○○○○○○○ 。	-